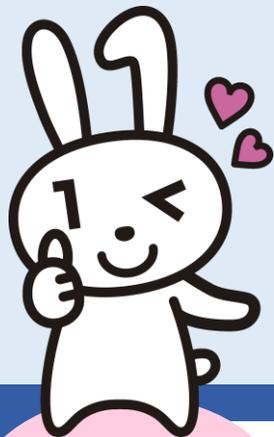


⚠️ご注意ください!

令和6年12月2日で
従来の健康保険証は
発行されなくなりました



とっても
カンタン!

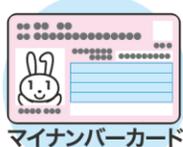
医療機関等を受診の際は
マイナンバーカード
をご利用ください



1 受付



マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード

カードリーダーで
マイナンバーカードを
保険証として登録
できます!

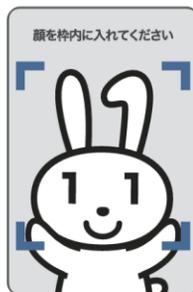


2 本人確認

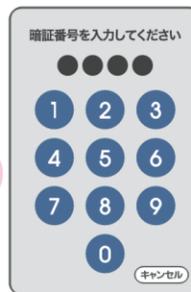
顔認証または
4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証

暗証番号



or



3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報を
当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下の手順で登録することができます。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法（以下のいずれか）

- ① オンライン申請
（パソコンやスマートフォンから）
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

**マイナンバーカードを
保険証として登録**

■利用登録の方法（以下のいずれか）

- ① 医療機関や薬局での受付時に
「カードリーダー」で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ 「セブン銀行ATM」から行う



マイナンバーカードを使うメリット

① より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

② 手続なしで高額医療の限度額を超える支払を免除

紙の限度額適用認定証等を取得しなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。また、情報が自動更新されるため、限度額適用認定証等の有効期間等を気にする必要がなくなります。

※保険税に滞納がある方は医療機関等窓口で自己負担限度額を適用した支払いができなくなりますので、御注意ください。

③ 医療費控除の申請手続が簡単になります

マイナポータルとe-Taxを連携すれば、確定申告で医療費控除申告を行う際の医療費データの入力を自動化することができます。

健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、「資格確認書」が交付され、引き続き、保険診療を受けることができます。

※「北本市国民健康保険」加入者以外の方については、「資格確認書」交付に係る対応が異なる場合がありますので、必ず、現在加入している健康保険の保険者にお問い合わせください。

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178** マイナンバー

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（年末年始を除く） 平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

マイナンバーカードの保険証利用についてもっと知りたい方はこちら

